

令和7年 3月14日

伊奈町議会議長 佐藤 弘一 様

発議者 伊奈町議会議員 富井篤弥

発議者 伊奈町議会議員 高橋まゆみ

発議者 伊奈町議会議員 上野尚徳

第17号議案伊奈町まちづくり基本条例に対する修正動議

上記の動議を地方自治法第115条の3及び伊奈町議会会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

提 案 理 由

提案内容は主に下記の2点である。

- ① 伊奈町まちづくり基本条例の根幹となる第1条（目的）と第2条（位置づけ）から、町内に住所を有する国民と、町に関わる人々を全て同列に扱うことは公平を欠くものである。よって、町民の定義については、「町民」と「町民等」に分けることを提案する。
- ② 原案の町民の定義における、「活動する個人又は団体」の部分について、町内で活動する個人や団体を、「町の公益や発展のために活動する個人又は団体」とし、町民等の定義に含めることを提案する。

以上の理由より、条例案の一部修正を提案する。

第17号議案 伊奈町まちづくり基本条例修正案

別紙

伊奈町まちづくり基本条例（案）について、次の表の「修正前」の欄に掲げる条文を同表の「修正後」の欄に掲げる内容に、下線で示すように修正する。

修正前	修正後
<p>私たちのまち伊奈町は、バラのまちとして親しまれ、町民がいきいきと美しく輝くまちとして、発展を続けています。</p> <p>古くは旧石器時代から人々の生活が営まれ、近世になると、町名の由来ともなった伊奈備前守忠次が、ここ武蔵国足立郡小室に陣屋を構え、関東一円の治水や新田開発、河川改修等を行い、関東繁栄の礎を築きました。</p> <p>豊かな自然と心安らぐ田園風景に囲まれながらも、首都中心部から40キロメートル圏内という地理的好条件に加え、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の開通や都市基盤整備などによる住環境の向上とともに、人々が集う活気あふれる歴史と文化の薫り高いまちとして、さらなる発展を続けています。</p> <p>先人たちは、自然と歴史を尊び、郷土を大切にし、さらに創意と努力による魅力あるまちを目指すことを伊奈町民憲章に掲げ、まちづくりを進めてきました。</p>	<p>私たちのまち伊奈町は、バラのまちとして親しまれ、町民がいきいきと美しく輝くまちとして、発展を続けています。</p> <p>古くは旧石器時代から人々の生活が営まれ、近世になると、町名の由来ともなった伊奈備前守忠次が、ここ武蔵国足立郡小室に陣屋を構え、関東一円の治水や新田開発、河川改修等を行い、関東繁栄の礎を築きました。</p> <p>豊かな自然と心安らぐ田園風景に囲まれながらも、首都中心部から40キロメートル圏内という地理的好条件に加え、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の開通や都市基盤整備などによる住環境の向上とともに、人々が集う活気あふれる歴史と文化の薫り高いまちとして、さらなる発展を続けています。</p> <p>先人たちは、自然と歴史を尊び、郷土を大切にし、さらに創意と努力による魅力あるまちを目指すことを伊奈町民憲章に掲げ、まちづくりを進めてきました。</p>

私たちは、これまで先人たちが築いてきたこのまちを、町民、町及び議会の協働による町民参加型のまちづくりを推進することにより、一層魅力あるまちとして将来に引き継ぎます。

私たちのまちが、バラの咲き誇る賑わいのある美しいまち、歴史と伝統が息づいた忠次公ゆかりのまちとして、人々から広く親しまれ、愛されることを願いつつ、日本一住んでみたいまちを目指すとともに、町民主体の開かれたぬくもりのあるまちづくりを実現するため、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、伊奈町におけるまちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、町民、町及び議会の協働を推進し、町民参加型のまちづくりを実現することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 町民、町及び議会は、この条例の趣旨を尊重するものとする。

2 前条の目的を達成するため、まちづくりにおける他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

(定義)

私たちは、これまで先人たちが築いてきたこのまちを、町民等、町及び議会の協働による町民参加型のまちづくりを推進することにより、一層魅力あるまちとして将来に引き継ぎます。

私たちのまちが、バラの咲き誇る賑わいのある美しいまち、歴史と伝統が息づいた忠次公ゆかりのまちとして、人々から広く親しまれ、愛されることを願いつつ、日本一住んでみたいまちを目指すとともに、町民主体の開かれたぬくもりのあるまちづくりを実現するため、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、伊奈町におけるまちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、町民等、町及び議会の協働を推進し、町民参加型のまちづくりを実現することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 町民等、町及び議会は、この条例の趣旨を尊重するものとする。

2 前条の目的を達成するため、まちづくりにおける他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に住所を有する者及び町内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。

(2) 町 町長（水道事業及び下水道事業の管理者としての権限を行う長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びにその執行に関わる職員をいう。

(3) まちづくり 伊奈町における公共の福祉の増進を目的とする全ての活動をいう。

(4) 町民参加 町民が、町が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程において、主体的に関与することをいう。

(5) 協働 町民、町及び議会が、それぞれの責任と役割分担に基づき、対等の立場で共に考え、共通の目標に向けて協力しあうことをいう。

第4条 略

(町民参加と協働の原則)

第5条 町民、町及び議会は、町民参加により、協働し

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に住所を有する日本国民をいう。

(2) 町民等 町内に住所を有する個人及び町内において働き、学び、又は町の公益や発展のために活動する個人又は団体をいう。

(3) 町 町長（水道事業及び下水道事業の管理者としての権限を行う長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びにその執行に関わる職員をいう。

(4) まちづくり 伊奈町における公共の福祉の増進を目的とする全ての活動をいう。

(5) 町民参加 町民が、町が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程において、主体的に関与することをいう。

(6) 協働 町民等、町及び議会が、それぞれの責任と役割分担に基づき、対等の立場で共に考え、共通の目標に向けて協力しあうことをいう。

第4条 略

(町民参加と協働の原則)

第5条 町民等、町及び議会は、町民参加及び協働による

てまちづくりを推進することを原則とする。

第6条 略

(地域尊重の原則)

第7条 町民、町及び議会は、地域の文化、歴史、伝統等の特徴を活かしながら、子どもからお年寄りまで全ての町民が住みやすく暮らしやすい、安心して安全な地域社会を実現するために、地域の特性を尊重し、その支援を行うことを原則とする。

(環境配慮の原則)

第8条 町民、町及び議会は、人と自然とが共生できる持続可能な循環型社会の実現のため、環境への影響に配慮したまちづくりの推進に努めることを原則とする。

(町民の権利及び責務)

第9条 町民は、まちづくりに関して、参加する権利、情報を知る権利及び必要な説明を受ける権利を有する。

2 町民は、まちづくりの主体者であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

3 町民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する町民は、その行使の機会を活かすように努めるものとする。

第10条 略

(職員の責務)

第11条 全ての職員は、町民全体の奉仕者として、公務

まちづくりを推進することを原則とする。

第6条 略

(地域尊重の原則)

第7条 町民等、町及び議会は、地域の文化、歴史、伝統等の特徴を活かしながら、子どもからお年寄りまで全ての町民等が住みやすく暮らしやすい、安心して安全な地域社会を実現するために、地域の特性を尊重し、その支援を行うことを原則とする。

(環境配慮の原則)

第8条 町民等、町及び議会は、人と自然とが共生できる持続可能な循環型社会の実現のため、環境への影響に配慮したまちづくりの推進に努めることを原則とする。

(町民の権利及び責務)

第9条 町民は、まちづくりに関して、参加する権利、情報を知る権利及び必要な説明を受ける権利を有する。

2 町民は、まちづくりの主体者であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

3 町民等は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する町民は、その行使の機会を活かすように努めるものとする。

第10条 略

(職員の責務)

第11条 全ての職員は、町民全体の奉仕者として、公務

を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の職務上の指示に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 全ての職員は、積極的に町民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

第12条から第15条まで 略

を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の職務上の指示に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 全ての職員は、積極的に町民等と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

第12条から第15条まで 略